

【沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可 Q & A】

◆ 申請者に関すること

Q： 個々の店舗ごとに申請できますか？

A： 個々の店舗からの申請はお受けできません。

商店街振興組合や商工会などの既存の団体に所属していない場合は、一定のエリア単位でまとまって、代表の方が申請して下さい。

Q： 今回の「暫定的な営業」は、飲食店のみが対象となるのですか？

A： 店舗の営業内容は、飲食店等に限定しませんので、それ以外の業種の方が含まれていても構いません。

◆ 道路占用の場所に関すること

Q： どのような場所が対象ですか？

A： 自己の店舗前に限られますが、2階以上の店舗などの場合は、申請をする代表者がエリアをまとめていくなかで、調整していただく必要があります。

Q： 道路を、どれくらいの幅、面積まで占有することができますか？

A： 幅は道路に接する店舗の幅までで、出幅は 1.5m までです。

ただし、歩道の有効幅員が確保されることや、その他、道路管理者が必要と判断した場合には縮小される場合があります。

Q： 占有が認められるのはどのような場所ですか？

A： 申請された場所ごとの判断になりますが、基本的な要件は以下のとおりです。

〔共通事項〕

道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。

〔歩道上〕

十分な歩行空間（交通量が多い場所にあっては 3.5m 以上、その他の場所にあっては 2m 以上）が確保できること。

ただし、曜日若しくは時間を限って実施する場合又は交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保される場合については、この限りではありません。

〔歩車道の区分のない道路〕

原則として占有はできません。

ただし、車両の進入が禁止されている道路にあっては、3.5m 以上の幅員が確保され、かつ、緊急車両の通行が可能な場合に限り占有が可能です。

Q： 椅子やテーブルなどの占用物件を置いてはいけない場所はありますか？

A： 下記のような場所には物件を設置しないでください。

- 点字ブロックの効用を妨げる場所
- 消火栓・防火水槽やその付近
- 消防用設備等の使用の支障となる場所
（例：連結送水管の送水口付近、非常ベルの起動装置の操作障害となる場所、避難器具の降下位置付近、アーケードに設置している消防隊進入用はしご付近 など）

Q： 道路においた物件は、店舗の営業時間外も置いたままでいいですか？

A： 常時設置し続けることはできません。毎日営業時間が終了したら片付けて、翌日再度設置してください。

◆ 今回の措置の対象となる占用物件について

Q： どんなものを道路上に設置できますか？

A： 新型コロナウイルス感染症対策として、いわゆる「3密」を回避する観点から設置されるものです。具体的には、テイクアウト販売や屋外で客に飲食させるための椅子、テーブルといったものが挙げられます。

食品の販売・提供に当たり、不明な点があれば、事前に保健所にご相談ください。（連絡先次頁参照）

◆ 道路維持管理活動について

Q： 道路維持管理活動とは、どのようなものですか？

A： 沿道利用により日常的に生じるゴミの片付けがとは別に、周辺道路の維持管理にご協力いただく趣旨のものです。負担にならない範囲で、周辺道路の美化にご協力ください。

なお、道路維持管理活動の範囲の定めはありませんので、占用区域以外の数mの範囲でも構いませんが、この道路維持管理活動は、占用料が減免になるための条件ですので、気を付けてください。

◆ 道路占用許可の取り消しについて

Q： どういった場合に許可が取り消されますか？

A： 占用の場所や、設置する物件の構造等の規定に違反している場合はもちろんのこと、近隣住民等から苦情が絶えず、解決に至らない場合なども、許可の取り消しとなる場合があります。

相談・申請の際に道路占用許可条件をご確認いただき、道路占用に起因した事故や苦情は申請者において解決することが必要です。

◆ 通行者や住民からの苦情やトラブルについて

Q： 苦情やトラブルがあった時の対応は？

A： 今回の措置に基づく道路占用について、苦情やトラブルがあった場合、許可を受けた団体の責任で対応していただく必要があります。

団体内での連絡体制を確保し、苦情やトラブルには、真摯に丁寧に対応してください。

◆ その他

Q： 飲食店の厨房で調理した料理をテイクアウト販売することはできますか？

A： 食品衛生法上の飲食店営業許可がある場合、基本的には新たな手続きは必要ありません。

ただし、店内の厨房とは別の場所で調理を行う場合や、パンやケーキ等を単体でテイクアウト販売する場合は、既存の飲食店営業許可とは別に、新たな許可が必要になることがあります。

食品衛生法に関するお問い合わせ

【門司区、小倉北区、小倉南区の営業施設】

・北九州市保健所 東部生活衛生課（食品衛生係）

北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号 総合保健福祉センター4階

電話：093-522-8728

【若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区の営業施設】

・北九州市保健所 西部生活衛生課（食品衛生係）

北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号 コムシティ6階

電話：093-642-1818

Q： 道路占用の場所の日常的な清掃について

A： 清掃や美化に関しては、占用主体が責任を持って対応することが必要です。

占用主体の責任において、飲食店等による周辺の美化の徹底を指導してください。

Q： 占用する団体内のことで気を付けることはありますか？

A： 団体の中に、「自分さえよければよい」とルールを守らない方がいる場合、トラブルのもとになることが予想されます。内部でルールを守ることを徹底して下さい。